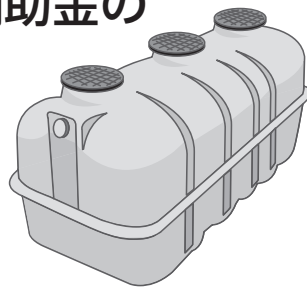


合併処理浄化槽設置 整備事業補助金のご案内



市では、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合、その設置費用の一部を補助します。

◆対象者

- 次の全ての条件を満たす方
- ①住宅（借家・販売目的の住宅等を除く）の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を合併処理浄化槽に転換設置する方（新築・建替を除く）
 - ②市税の滞納がない方
 - ③設置工事が完了し、令和4年3月15日までに実績報告書を提出できる方

◆対象地域

公共下水道事業計画認可区域と農業集落排水事業採択区域を除く区域

◆補助金の上限額

区分	5人槽	6~7人槽	8~10人槽
単独処理浄化槽からの転換	612,000円	694,000円	828,000円
くみ取り便槽からの転換	532,000円	614,000円	748,000円

詳しくは環境保全課ウェブページをご覧ください。

問合せ

環境保全課（6階）

☎(20)1504 FAX(20)1604



住宅用省エネルギー設備等 促進事業補助金のご案内

市では、エネルギーの利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備等を設置する方に、設置費用の一部を補助します。

補助対象設備・上限金額

- ①太陽光発電システム≦9万円（1キロワットあたり2万円）
- ②家庭用燃料電池（エネファーム）≦15万円
- ③定置用リチウムイオン蓄電システム≦10万円
- ④太陽熱利用システム≦5万円

※設置費用が上限金額を下回った場合は設置金額まで（千円未満切り捨て）

対象者

- 次の全ての条件を満たす方
- ①自ら居住しているか、新たに居住しようとする市内の住宅に対象設備を設置しようとする方、または対象設備が設置されている新築住宅を購入し、自ら居住しよ

うとする方

※すでに対象設備を設置した方・工事中の方は、補助の対象になりません。

※①は、既存住宅にHEMSまたは③を設置する方に限ります。

※③は、①が既に設置済か③の設置に併せて①を設置する方に限ります。

②市税の滞納がない方

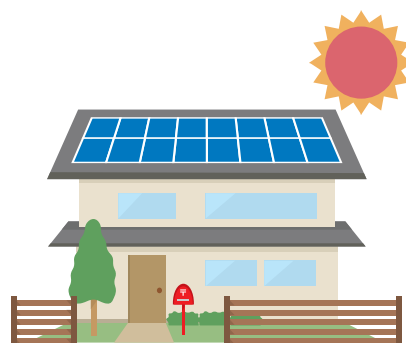
③対象設備の設置工事または建売住宅等の引き渡し完了し、令和4年3月10日までに実績報告書を提出できる方

④実績報告書提出日までに該当する住宅に居住し、本市に住民登録を完了している方

※この補助制度は、対象となる設備ごとに1回申請することができます。過去にこ

申請方法

の補助金を利用した方も、異なる設備を設置する場合は再度補助を受けることができます。



申請期限

予算額に達するまで（申込順）

詳しくは環境保全課ウェブページをご覧ください。

申請・問合せ

環境保全課（6階）

☎(20)1504 FAX(20)1604

